

教育委員会提出議案

第17号議案

豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第8条に次の4項を加える。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭そ

の他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第9条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第35条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第33条中「、第8条」を削り、第3章中同条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

(主任教諭及び主任養護教諭)

第32条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

学校教育法の改正により主務教諭が規定されたことから、都において主任教諭、主任養護教諭及び主任栄養教諭の位置付けを同等とする改正が行われた。そのために生じた小中学校の主任教諭と幼稚園の主任教諭のずれを無くすことから、規定を準用する記載を削除し、改めて幼稚園の主任教諭について規定するため、本案を提出いたします。

豊島区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○豊島区立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和53年9月20日 教育委員会規則第3号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(主任教諭等)</p> <p>第8条 <u>小中学校に主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p><u>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p><u>4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主</u></p>	<p>○豊島区立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和53年9月20日 教育委員会規則第3号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(主任教諭等)</p> <p>第8条 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

(主任)

第9条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

第10条～第32条 (略)

(新設)

(新設)

(主任)

第9条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

第10条～第32条 (略)

(主任教諭及び主任養護教諭)

第32条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(届出を要する教材)

第33条 (略)

(小中学校に関する規定の準用)

第34条 第3条第2項から第5条まで、第6条、第15条から第18条まで、第19条(日帰りの行事に関する部分に限る。)、第20条、第21条、第23条、第24条及び第29条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育週数及び教育時間」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(教育職員等の業務量の適切な管理)

第35条～第36条 (略)

(新設)

(届出を要する教材)

第32条 (略)

(小中学校に関する規定の準用)

第33条 第3条第2項から第5条まで、第6条、第8条、第15条から第18条まで、第19条(日帰りの行事に関する部分に限る。)、第20条、第21条、第23条、第24条及び第29条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育週数及び教育時間」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(教育職員等の業務量の適切な管理)

第34条～第35条 (略)

附 則（令和8年3月26日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○豊島区立学校の管理運営に関する規則

昭和53年9月20日

教育委員会規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、豊島区立小学校、中学校及び幼稚園（次条において「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規則9・一部改正)

(任務)

第2条 校長（園長を含む。）及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。

第2章 小学校及び中学校

(学期及び休業日)

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第29条の規定に基づく学期及び休業日は、次のとおりとする。

区分		小学校	中学校
学期	1学期	4月1日から8月31日	4月1日から8月31日
	2学期	9月1日から12月31日	9月1日から12月31日
	3学期	1月1日から3月31日	1月1日から3月31日
休業日	夏季休業日	7月21日から8月31日	7月21日から8月31日
	冬季休業日	12月26日から1月7日	12月26日から1月7日
	春季休業日	3月26日から4月5日	3月26日から4月5日
	上記以外の休業日	開校記念日 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）第2条に規定する都民の日 その他豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日	

2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(平17教委規則33・全改、平21教委規則1・令2教委規則19・一部改正)

(臨時休業の報告)

第4条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第63条(施行規則第79条において準用する場合も含む。)の規定による臨時休業の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 臨時休業の期日
- (2) 事由
- (3) 措置
- (4) その他参考となる事項

(平17教委規則9・平20教委規則6・一部改正)

(校長の職務)

第5条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第37条第4項(法第49条において準用する場合も含む。)に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。
- (2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。
- (3) 豊島区立子どもスキップの管理運営に係る連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

2 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。

(平17教委規則9・平20教委規則6・平29教委規則2・一部改正)

(統括校長)

第5条の2 小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。

(平19教委規則21・追加、平23教委規則6・一部改正)

(副校長)

第6条 小中学校に副校長を置く。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 3 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。

4 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は委員会が別に定める。

5 法第37条第6項及び同項を準用する法第49条に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次のとおりとする。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができないとき。

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき。

6 前項の規定に基づき副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、委員会に報告しなければならない。

(平20教委規則6・全改、平23教委規則6・一部改正)

(主幹教諭)

第7条 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。

2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（第13条に規定する事務職員及び学校栄養職員並びに第15条に規定する職員を除く。）を監督する。

4 主幹教諭の担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。

5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(平20教委規則6・全改、平20教委規則20・平23教委規則6・令2教委規則13・一部改正)

(指導教諭)

第7条の2 小中学校に指導教諭を置くことができる。

2 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(平25教委規則4・追加)

(栄養教諭)

第7条の3 小中学校に栄養教諭を置くことができる。

2 栄養教諭は、児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる。

(平25教委規則4・追加)

(主任教諭等)

第8条 小中学校に主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

(平19教委規則21・追加、平20教委規則6・旧第7条の2繰下、平23教委規則6・令2教委規則13・一部改正)

(主任)

第9条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときそ

の他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭 又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、これを置かないことができる。

(平10教委規則5・一部改正、平14規則13・旧第7条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第8条繰下・一部改正)

第10条 前条に規定する主任は、次の各号に掲げる主任の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 教務主任 教務に関する事項
- (2) 生活指導主任 生活指導に関する事項
- (3) 保健主任 保健に関する事項
- (4) 学年主任 学年の教育活動に関する事項
- (5) 研究主任 研究活動に関する事項
- (6) 進路指導主任 進路指導に関する事項

(平10教委規則5・一部改正、平14規則13・旧第8条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第9条繰下)

第11条 第9条に規定する主任は、当該小中学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別な事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

- 2 第9条第2項の規定する研究主任は、当該小学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

- 3 前2項に規定する主任の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

(平10教委規則5・一部改正、平14規則13・旧第9条繰下・一部改正、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第10条繰下・一部改正、平26教委規則1・一部改正)

第12条 校長は、第9条に規定する主任のほか、必要に応じ校務を分掌する主任等を置くことができる。

- 2 校長は、前項に規定する主任等を命じたとき、委員会に報告しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、第1項に規定する主任等に準用する。

(平14規則13・旧第10条繰下・一部改正、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則

6・旧第11条繰下、平20教委規則20・平26教委規則1・一部改正)

(事務職員等の職名)

第13条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員(以下「都費負担事務職員等」という。)の職名は、職層名及び職務名による。

2 職層名は主事とする。

3 職務名は、別表のとおりとする。

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第11条繰下、平20教委規則6・旧第12条繰下)

(事務職員の職務)

第13条の2 事務職員の職務について必要な事項は、委員会が別に定める。

(平22教委規則15・追加)

(課長補佐等)

第14条 小中学校に、課長補佐を置くことができる。

2 小中学校に、主査を置くことができる。

3 小中学校に、主任を置くことができる。

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第12条繰下、平20教委規則6・旧第13条繰下)

第14条の2 課長補佐は、上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。

2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

3 主任は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

4 前3項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第12条の2繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第13条の2繰下)

(必要な職員)

第15条 法第37条第2項(法第49条において準用する場合も含む。)に規定する必要な職員については、別に定める。

(平12教委規則15・旧第11条繰下、平14規則13・旧第13条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第14条繰下・一部改正)

(事案の決定)

第15条の2 校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に係る事案の決定手続等に

については、委員会が別に定める。

(平10教委規則5・追加、平12教委規則15・旧第11条の2繰下、平14規則13・旧第13条の2繰下、平20教委規則6・旧第14条の2繰下)

(職員会議)

第15条の3 校長は、そのつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が小中学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聴くこと。

(3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。

3 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

4 前3項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(平10教委規則5・追加、平12教委規則15・旧第11条の3繰下、平14規則13・旧第13条の3繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第14条の3繰下、平23教委規則6・一部改正)

(学校運営協議会等)

第15条の4 小中学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、学校、地域の双方で連携・協働を推進するため、小中学校に学校運営協議会又は学校運営連絡協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、学校運営協議会又は学校運営連絡協議会の設置に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(平20教委規則6・追加、平23教委規則6・令3教委規則9・一部改正)

(教育課程の編成)

第16条 小中学校は、法に掲げる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第14条繰下、平20教委規則6・旧第15条繰下)

(教育課程編成の基準)

第17条 小中学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び委員会が別に定める基準による。

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第15条繰下、平17教委規則9・一部改正、

平20教委規則6・旧第16条線下)

(教育課程の届出)

第18条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 指導の重点
- (3) 学年別授業日数及び授業時数の配当
- (4) 学校行事

(平12教委規則15・追加、平14規則13・旧第16条線下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第17条線下)

(行事の計画書の提出)

第19条 校長は、小中学校が計画する行事(宿泊を伴うもの及び日帰りのものに限る。)については、委員会が定める基準により企画し、次の各号に掲げる行事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに、計画書を委員会に提出しなければならない。

- (1) 宿泊を伴う行事 実施期日の14日前
- (2) 日帰りの行事 実施期日の7日前

(平17教委規則9・全改、平20教委規則6・旧第18条線下)

(教材の使用)

第20条 小中学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材(以下「教材」という。)を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(平12教委規則15・旧第13条線下、平14規則13・旧第18条線下、平20教委規則6・旧第19条線下)

(教材の選定)

第21条 小中学校は、教材を使用する場合、学習指導要領及び委員会が定める基準により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。

- (1) 内容が正確中正であること。
- (2) 学習の進度に即応していること。
- (3) 表現が正確適切であること。

2 前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(平12教委規則15・旧第14条繰下、平14規則13・旧第19条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第20条繰下)

(届出を要する教材)

第22条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次のものを継続使用する場合、使用開始期日の14日前までに、委員会に届け出なければならない。

(1) 教科書又は教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書

(2) 学習の過程又は休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

(平12教委規則15・旧第15条繰下、平14規則13・旧第20条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第21条繰下)

(指導要録及び抄本)

第23条 施行規則第24条第1項に規定する指導要録及びその抄本の様式は、別に定める。

2 施行規則第24条第1項に規定する指導要録の抄本及び写しの送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にしなければならない。

(平12教委規則15・旧第16条繰下、平14規則13・旧第21条繰下、平20教委規則6・旧第22条繰下・一部改正)

(出席簿)

第24条 施行規則第25条に規定する出席簿の様式は、別に定める。

(平12教委規則15・旧第17条繰下、平14規則13・旧第22条繰下、平20教委規則6・旧第23条繰下・一部改正)

(懲戒)

第25条 法第11条に規定する懲戒は、訓告、訓戒その他とする。

2 訓告は校長が行い、訓戒その他の懲戒は、教育上必要な範囲内において校長が定める。

(平12教委規則15・旧第18条繰下、平14規則13・旧第23条繰下、平20教委規則6・旧第24条繰下)

(原学年留め置き)

第26条 小中学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

(昭59教委規則10・一部改正、平12教委規則15・旧第19条繰下、平13教委規則24・一

部改正、平14規則13・旧第24条繰下、平20教委規則6・旧第25条繰下)

(出席停止)

第27条 委員会は、次に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定により出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、別に定める。

4 出席停止の命令に係る児童又は生徒については、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずる。

(平13教委規則24・追加、平14規則13・旧第25条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第26条繰下)

(卒業証書)

第28条 施行規則第58条(施行規則第79条において準用する場合も含む。)に規定する卒業証書の様式は、別に定める。

(平12教委規則15・旧第20条繰下、平13教委規則24・旧第25条繰下、平14規則13・旧第26条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第27条繰下・一部改正)

(表簿)

第29条 小中学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条第1項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 旧職員履歴書
- (4) 職員の人事に関する書類綴
- (5) 文書件名簿
- (6) 諸願書届書綴

(7) 学校要覧

2 前項の表簿の保存期間については、別に定める。

(平13教委規則24・旧第26条繰下、平14規則13・旧第27条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第28条繰下・一部改正、令3教委規則1・令5教委規則1・一部改正)

第3章 幼稚園

(平12教委規則15・旧第21条繰下)

(学期及び休業日)

第30条 令第29条の規定に基づく学期及び休業日は、次のとおりとする。

区分		幼稚園
学期	1学期	4月1日から8月31日まで
	2学期	9月1日から12月31日まで
	3学期	1月1日から3月31日まで
休業日	夏季休業日	7月21日から8月31日まで
	冬季休業日	12月26日から1月7日まで
	春季休業日	3月24日から4月7日まで
	上記以外の休業日	開園記念日 都民の日条例第2条に規定する都民の日 その他委員会が定める日

(平17教委規則33・全改、平20教委規則6・旧第30条繰下、平23教委規則6・旧第32条繰上・一部改正、令2教委規則19・一部改正)

(園長代理)

第31条 副園長の置かれていない幼稚園にあつては、園長に事故あるとき又は園長が欠けたときは、委員会は園長代理を命ずるものとする。

2 園長代理は、園長の職務を行う。

(平12教委規則15・追加、平13教委規則24・旧第27条繰下、平14規則13・旧第28条繰下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第29条繰下、平23教委規則6・一部改正)

(主任教諭及び主任養護教諭)

第32条 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(届出を要する教材)

第33条 園長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として継続使用する図書については、使用開始期日の14日前までに、委員会に届け出なければならない。

(平6教委規則1・全改、平12教委規則15・旧第23条線下、平13教委規則24・旧第29条線下、平14規則13・旧第30条線下、平17教委規則9・一部改正、平20教委規則6・旧第31条線下、平23教委規則6・旧第33条線上)

(小中学校に関する規定の準用)

第34条 第3条第2項から第5条まで、第6条、第8条、第15条から第18条まで、第19条(日帰りの行事に関する部分に限る。)、第20条、第21条、第23条、第24条及び第29条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育週数及び教育時間」と読み替えるものとする。

(平17教委規則9・全改、平17教委規則33・平19教委規則21・一部改正、平20教委規則6・旧第32条線下・一部改正、平20教委規則20・一部改正、平23教委規則6・旧第34条線下・一部改正)

第4章 雑則

(教育職員等の業務量の適切な管理)

第35条 教育委員会は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。)第4条の2の規定に基づき、教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員(以下この条において「教育職員等」という。)が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日(代休日指定された勤務日を含む。)における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員等の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員等が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合には、教育委員会は、教育職員等が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、教育職員等の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(令2教委規則13・追加)

(委任)

第36条 この規則の施行について必要な事項は、豊島区教育委員会教育長が定める。

(平6教委規則1・全改、平12教委規則15・旧第25条線下、平13教委規則24・旧第31条線下、平14規則13・旧第32条線下、平20教委規則6・旧第33条線下、平23教委規則6・旧第35条線下、令2教委規則13・旧第34条線下)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

(令2教委規則17・一部改正)

2 この規則施行の際、この規則第8条に規定する教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任の職務に相当する職務を現に校務分掌として校長により命ぜられている者は、昭和54年3月31日までの間、この規則第7条の規定による教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任又は進路指導主任に命ぜられたものとみなす。

(令和2年度における学期及び休業日に関する特例)

3 令和2年度における学期及び休業日に関する第3条第1項の規定及び第30条の規定の適用については、第3条第1項の表中「

4月1日から8月26日

8月27日から12月31日

」とあるのは「

4月1日から8月23日

8月24日から12月31日

」と、「

7月21日から8月26日

12月24日から1月7日

」とあるのは「

8月8日から8月23日

12月26日から1月7日

」と、第30条の表中「

4月1日から8月29日まで

8月30日から12月31日まで

」とあるのは「

4月1日から8月23日まで

8月24日から12月31日まで

」と、「

7月21日から8月29日まで

12月24日から1月7日まで

」とあるのは「

8月8日から8月23日まで

12月26日から1月7日まで

」とする。

(令2 教委規則17・追加)

附 則 (昭和55年6月1日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月20日教委規則第3号)

- 1 この規則は、昭和58年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則により既に提出されている計画書に係る行事については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年8月15日教委規則第10号）

この規則は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則（平成6年2月1日教委規則第1号）

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成10年10月1日教委規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の豊島区立学校の管理運営に関する規則第6条第3項の規定は、この規則による改正後の豊島区立学校の管理運営に関する規則（以下「新規則」という。）第11条の2の規定に基づいて教育委員会が事案の決定手続等を別に定めるまでの間、なお効力を有する。

3 新規則第9条第1項の規定は、教務主任、生活指導主任、進路指導主任及び研究主任にあつては、平成11年4月1日以降に行う命免について、保健主任及び学年主任にあつては、平成12年4月1日以降に行う命免について適用する。

附 則（平成11年4月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日教委規則第15号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月14日教委規則第24号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成14年4月24日教委規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日教委規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月14日教委規則第33号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月26日教委規則第21号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月20日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月10日教委規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月5日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月13日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月6日教委規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊島区立学校の管理運営に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月9日教委規則第9号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日教委規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年●月●日教委規則第●号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

（平12教委規則15・追加、平17教委規則9・平23教委規則6・一部改正）

都費負担事務職員等	職務名
事務職員	一般事務
学校栄養職員	栄養士
委員会が指定する都費負担事務職員等	委員会が指定する名称